

すざかZOOおうえんし隊Ⅲ  
須坂市動物園獣舎ネーミングライツ（命名権）募集要項

須坂市動物園獣舎ネーミングライツ(以下「獣舎命名権」という。)は、すざかZOOおうえんし隊Ⅲの特典として募集します。

また、募金頂いた寄附金を須坂市動物園みんなの夢基金に積み立て、須坂市動物園の動物たちの幸せな暮らしをつくるための獣舎の修繕費や動物の購入等のための財源として有効活用するとともに、事業者の皆様へ企業のPRや地域貢献などの場の提供、そして、個人の皆様には身近で親しまれる動物園作りを図るものです。

このため、広く事業者や個人等の皆様から獣舎命名権の提案を募集することになり、この要項において、公平に審査するため獣舎命名権の募集条件や提出書類について必要事項等について、必要な事項を定めます。

#### 1 応募対象獣舎

36 獣舎（別紙施設一覧表のとおり）

#### 2 獣舎命名権による名称の取り扱い

条例上の名称は変更せず、愛称とします。契約期間中の変更は不可とします。

#### 3 応募方法・募集期間

**募集期間は随時募集しています。**持参、郵便、E-mail のいずれかで提出してください。ただし、E-mail の場合は後日原本を郵便してください。

#### 4 特典の寄附金額

特典の寄附金は、1 獣舎年間 20 万円以上とします。

#### 5 契約協力期間

ネーミングライツの性質上、すざかZOOおうえんし隊Ⅲの契約協力期間を3年間とします。ご理解をお願いします。

#### 6 名称に伴う費用について

- (1) 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 獣舎への標準名称看板(A3判)設置以外に係る費用や照明付看板等を設置した場合の電気工事代や電気代等、原則獣舎命名権者の負担とします。また、看板の位置や個数などについては双方の協議とします。
- (3) 園内掲示板及びホームページの明示などは市で行います。

#### 7 応募資格

次に該当する者を除き、獣舎命名権者になることを希望する個人、法人その他の団体が応募できます。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 市等の税を滞納している者

- (3) 市等から競争入札参加資格停止の措置を受けている期間中の者
- (4) 清算手続き中の者、破産手続き中の者、再生手続き中の者、更生手続き中の者、承認援助手続き中の者又は特別清算に関する手続き中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条 11 項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 6 条に定める暴力団関係者
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業又は第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- (9) 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、キに掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第 30 条第 1 項の一般社団法人の社員であるものを除く。
  - ア 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第 20 項に規定するデリバティブ取引を行うもの
  - イ 金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第 2 条第 1 項第 14 号に掲げる有価証券又は同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第 1 号及び第 5 号に掲げるものに限る。）について同法第 28 条第 2 項各号に掲げる行為を行うもの
  - ウ 金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第 4 項に規定する投資運用業のうち主として同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第 5 号及び第 6 号に掲げるものに限る。）について同法第 28 条第 2 項各号又は同条第 4 項各号に掲げる行為を行うもの
  - エ 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 1 項に規定する質屋営業
  - オ 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 17 項に規定する商品取引債務引受業
  - カ 商品先物取引法第 2 条第 22 項第 3 号又は第 4 号に規定する商品先物取引業
  - キ 特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売又は同条第 3 項に規定する電話勧誘販売
  - ク 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
  - ケ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成 3 年法律第 66 号）第 2 条第 3 項に規定する商品投資顧問業

コ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する探偵業

- (10) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (11) 社会的な問題を起こしている者
- (12) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- (13) 前各号に掲げる者のほか、ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認める者

## 8 愛称の制限

ネーミングライツで使用する愛称は、須坂市動物園としての品位を損なうことなく、かつ市民に親しまれやすいものでなければならないことから、次の各号のいずれかに該当する場合は不適格と見なし、使用を認めないこととします。

- (1) 法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 秩序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義又は主張に当たるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現を用いたもの
- (7) 他の施設と誤認識する恐れのあるもの
- (8) 個人の名前
- (9) ここに掲げるもののほか、公共施設の愛称としてふさわしくないと市が認めたものの

## 9 選定方法・選定基準

応募は先着順とし、獣舎ネーミングライツ選定委員会において獣舎名称案等を審査し、契約を行います。

## 10 契約の締結

獣舎ネーミングライツ契約締結時に個人・企業・団体等の名、獣舎名称、寄付金額等の公表を行います。

## 11 契約の進め方

①ネーミングライツ申込 ⇒ ②獣舎愛称案の審査 ⇒ ③契約締結 ⇒ ⑤命名式

※ 申込から命名式まで約 2ヶ月間を想定しておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

## 11 その他の留意すべき事項

- (1) 提案書に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (2) 契約当事者の事情、違反行為等により、当該施設の名称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用は応募者の負担とします。

## 12 応募・問い合わせ先

〒382-0028

長野県須坂市臥竜2-4-8

須坂市臥竜公園管理事務所 坂田、中澤

TEL 026-245-1770 FAX 026-248-1793

メールアドレス [suzakazoo@city.suzaka.nagano.jp](mailto:suzakazoo@city.suzaka.nagano.jp)